

## 内閣総理大臣等の特別職の職員の給与

内閣総理大臣、国務大臣、大公使、秘書官等の特別職の国家公務員の給与については、特別職の職員の給与に関する法律(昭24法252)により定められており、従来、一般職の国家公務員の給与改定に準じて改定しています。

| 俸給月額概要(特別職給与法関係)(平成26年4月現在)   |            |
|---|------------|
|   | 俸給月額       |
| 内閣総理大臣  | 2,050,000円 |
| 国務大臣<br>会計検査院長<br>人事院総裁   | 1,495,000円 |
| 内閣法制局長官<br>内閣官房副長官<br>副大臣<br>国家公務員倫理審査会の常勤の会長<br>公正取引委員会委員長<br>原子力規制委員会委員長<br>宮内庁長官                           | 1,434,000円 |
| 検査官<br>人事官<br>内閣危機管理監<br>内閣情報通信政策監<br>国家安全保障局長<br>大臣政務官<br>特定個人情報保護委員会委員長<br>公害等調整委員会委員長<br>運輸安全委員会委員長<br>侍従長 | 1,222,000円 |
| 国家公安委員会委員等  | 1,198,000円 |
| 公害等調整委員会の<br>常勤の委員等   | 1,055,000円 |
| 審議会等の常勤の委員等   | 931,000円   |

※ なお、上記俸給月額に加え地域手当(東京都特別区18%)が支給されます。